

事業報告書等未提出法人への対応について

《目的》

- ・ 特定非営利活動法人は、特定非営利活動促進法第29条に基づく事業報告書等を、法定期限（3月）以内に所轄庁に提出しなければならない
- ・ しかしながら、県内の一部の法人は複数年にわたり事業報告書等の提出をしておらず、また法定期限内に提出されない法人も散見される
- ・ 県及び権限移譲先市町の間で対応に違いが生じないように、合同で対応を検討する必要がある

《現状》

- ・ 事業報告書等が3年以上にわたって未提出となっているのは12法人
- ・ 平成24年度、3月以内に提出されなかった法人は全体のおよそ2割
- ・ 47都道府県のうち27都府県（59%）が対応要領など一定のルールを定め、事業報告書等法定期限内未提出法人へ対応している
- ・ 内閣府「共助社会づくり懇談会／信頼性の向上ワーキンググループ」においても、休眠法人や信頼を棄損する団体への実効性のある対処について検討されているところ
- ・ 認証事務権限委譲先15市町へのアンケートでは、13市町から「県内で統一した対応となるようルール化すべき」と意見があった（2町は回答なし）

《検討の状況》

- ・ 県と県内4市の認証事務担当者を交えた研究会を設置し、3回の会議を開催
- ・ アドバイザーの意見や他県の事例なども参考に、対応要領案を制定
- ・ 19市町村の意見を集約
- ・ 要領案を県内部で決裁後、各市町村へ送付（済）
- ・ 各市町において要領案の内部決裁後、各法人へ通知
- ・ 平成26年4月1日から施行